

税の基本

税金とは

私たちのくらしは、国や地方公共団体の活動と深くむすびついています。身近な例では、道路、上下水道、公園などの公共施設が整備され、学校、警察、消防などの公共サービスの充実が図られています。そのような国や地方公共団体が行う公共の活動に必要な経費を、私たちは「税金」という形で負担しています。つまり税金とは、「社会の一員として生活していくうえでの会費のようなもの」ということができます。

税金のはたらきとは

1 資源の配分

公共サービスを提供します。

私たちが国や地方公共団体に納めた税金は、国民全体の共通の経費として、公共事業や公共サービスの提供のために使われ、生活に必要なものを整備し、経済の健全な発展を促します。

2 所得の再分配

所得格差を小さくします。

所得税などは、所得の多い人は大きな負担に、所得の少ない人は小さな負担になる仕組みをもつ累進課税制度や各種控除制度を導入しており、社会保障制度などとともに、所得の格差を小さくするはたらきを持っています。

3 景気の調整

景気の変動をゆるやかにします。

所得税や法人税は、自動的に景気を安定化させるはたらきを持っています。

景気のよいときには、所得が増加するにつれ納める税額が大きくなり、結果として民間の投資や消費をおさえる方向に作用します。

景気の悪いときには、所得の減少に伴い納める税額も少なくなり、結果として民間の投資や消費を促す方向に作用します。

法律・条例に基づいて納める税金

わが国の憲法は、第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定めるとともに、第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しています。つまり、私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による国会や地方議会で定める法律や条例の定めによってのみ、課されるということを保障したものです。このことを「租税法律(条例)主義」といいます。

税金の種類は

1 納める先による分類

国 税：国に納める税金

地方税：地方公共団体に納める税金

地方税は、さらに都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分かれます。

2 納める方法による分類

直接税：税金を納める人と負担する人が同じ税金(所得税、自動車税、固定資産税など)

間接税：税金を納める人と負担する人が異なる税金(消費税、ゴルフ場利用税、たばこ税など)

3 使いみちによる分類

普通税：税金の使いみちが特定されておらず、一般的な経費にあてる税金(自動車税、個人事業税、固定資産税など)

目的税：税金の使いみちが特定されている税金(狩猟税、入湯税など)

税の種類

国 税		地 方 税	
		県 税	市 町 村 税
所 得 税 (15P)		普 通 税	普 通 税
復興特別所得税 (※4) (15P)		個人 の 県 民 税 (6P)	個人 の 市 町 村 民 税 (6P)
法 人 税 (24P)		法 人 の 県 民 税 (19P)	法 人 の 市 町 村 民 税 (19P)
相 続 税		県 民 税 利 子 割 (25P)	固 定 資 産 税 (48P)
贈 与 税		県 民 税 配 当 割 (26P)	軽自動車税環境性能割 (※5) (27P)
地 価 税 (※3)		県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割 (26P)	軽自動車税種別割 (※5) (39P)
消 費 税 (52P)		個 人 事 業 税 (16P)	市 町 村 た ば こ 税 (59P)
酒 税 (58P)		法 人 事 業 税 (21P)	鉦 産 税 (61P)
た ば こ 税 (59P)		地 方 消 費 税 (52P)	特 別 土 地 保 有 税 (※3)
た ば こ 特 別 税 (59P)		不 動 産 取 得 税 (44P)	目 的 税
揮 発 油 税		県 た ば こ 税 (59P)	入 湯 税 (62P)
石 油 ガ ス 税		ゴ ル フ 場 利 用 税 (60P)	事 業 所 税 (51P)
航 空 機 燃 料 税		軽 油 引 取 税 (41P)	都 市 計 画 税 (51P)
石 油 石 炭 税		自 動 車 税 環 境 性 能 割 (※5) (27P)	水 利 地 益 税
自 動 車 重 量 税		自 動 車 税 種 別 割 (※5) (32P)	共 同 施 設 税
国 際 観 光 旅 客 税		鉦 区 税 (61P)	宅 地 開 発 税
関 税		県 固 定 資 産 税 (※1) (50P)	国 民 健 康 保 険 税 (62P)
と ん 税		目 的 税	
印 紙 税		狩 猟 税 (63P)	
登 録 免 許 税		水 利 地 益 税	
電 源 開 発 促 進 税		産 業 廃 棄 物 税 (県 法 定 外 目 的 税) (※2) (64P)	
地 方 揮 発 油 税			
特 別 法 人 事 業 税 (※6) (21P)			
地 方 法 人 税 (24P)			
特 別 と ん 税			
森 林 環 境 税 (※7)			

は直接税、
 は間接税です。

※1 県固定資産税は、大規模な固定資産（償却資産）に課税されます。
 ※2 地方税はこれらのほか、地方公共団体が独自に創設できる法定外普通税、法定外目的税があります。三重県では、法定外目的税として産業廃棄物税を課税しています。
 ※3 地価税（国税）は平成10年以降、特別土地保有税（市町村税）は平成15年度以降、課税を停止しています。
 ※4 平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されましたが、復興特別法人税については、平成26年度改正により廃止されました。
 ※5 自動車取得税は、令和元年9月30日で廃止され、令和元年10月1日から新たに自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割（市町村税）が創設され、従来の自動車税が自動車税種別割、軽自動車税が軽自動車税種別割（市町村税）となりました。
 ※6 地方法人特別税（国税）は令和元年9月30日で廃止、特別法人事業税（国税）が創設され、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から課税されています。
 ※7 平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）が公布され、森林環境税が令和6年度から課税されています。